

土木森林環境委員会会議録

日時 令和3年10月1日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 3時10分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 志村 直毅
委員 白壁 賢一 杉山 肇 遠藤 浩 杉原 清仁
桐原 正仁 清水喜美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津
林政部技監 鷹野 裕司 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司
環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 宏 県土整備部次長 百瀬 友輝
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男
県土整備部技監（砂防課長事務取扱）岩館 知哉 総括技術審査監 有泉 修
県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛭原 秀典
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 立川 学 道路管理課長 水口 保一
治水課長 岸川 浩 都市計画課長 伊良原 仁 下水道室長 松沢 一賀
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

議題（付託案件）

第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第110号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部、県土整備部の順に行うこととし、午前10時から午前11時55分まで、途中休憩をはさみ、午後1時30分から1時47まで林政部、環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、午後2時15分から3時10分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部・環境エネルギー部関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(森林施業履歴情報提供情報事業費について)

杉山委員 (林)の2ページの森林計画費について何点か質問させていただきます。

まず、森林の経営管理に関する計画の作成を支援するとありますけれど、この森林経営管理に関する計画というのは、具体的にどのようなものなのか、御説明をいただきたいと思います。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。

市町村は、森林経営管理制度に基づき、森林所有者から管理を委託された森林の資源や地形等の状況に応じて、2種類の経営管理に関する計画を作成します。1つは、民間事業者へ管理を再委託し、伐採や保育に必要な施業など、今後の林業経営を効率的かつ安定的に行うための計画を作成します。もう一つは、市町村がみずから管理し、間伐の繰り返しにより複層林化を進めるなど、公益的機能の維持、増進を図っていくための計画を作成します。

杉山委員 計画の内容については今御説明をいただきました。その計画について、今回森林施業履歴の情報ということになりますが、その情報は、計画についてどのような役割を果たすのか御説明いただきたいと思います。

上野森林整備課長 まず、この森林の施業履歴情報というものは、植栽から下刈り、間伐等の保育作業を行った年ですとか、回数、それから作業道の整備状況など、森林施業に関する情報のことです。市町村は、経営管理に関する計画を作成するに当たりまして、管理を委託された森林において、林業経営の効率化ですとか森林の管理の適正化を検討し、今後の間伐等の保育が必要な箇所ですとか、時期等を判断していく上で、これらの森林施業の履

歴情報が必要となります。

杉山委員 今回そういった情報を電子化して提供するということですが、電子化して提供するということについては、どういった理由なのか、お聞きしたいと思います。

上野森林整備課長 市町村が経営管理に関する計画を作成するためのデータ処理に当たっては、森林情報管理システム等のソフトウェアを活用して行うこととなります。しかし、県が保有している施業の履歴情報というものは、森林整備事業の実施報告書等に記載された紙ベースの情報のため、市町村がシステム上で効率的に作業できるよう、今回電子情報として提供するものでございます。

杉山委員 いずれにしても、山梨県は全国有数の森林県であるわけですが、森林を見れば、荒廃が大分進んでいるということをご実感しています。そういう意味では、こういった事業によって各市町村の森林整備が進むことに資するように、また各市町村に県として支援することを期待したいと思います。

(管理捕獲従事者等研修施設整備費について)

志村副委員長 (環)の2ページのところで伺います。

この管理捕獲従事者等研修施設整備費ですが、この施設は6月議会で知事が韮崎市穂坂町の県有林内に整備することを表明されて、既に測量調査に入っていると伺っています。今回韮崎市がアクセス道路を整備するというので、これを支援していくということですが、具体的にどのように支援をしていくのか、説明をお願いします。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

韮崎市には、アクセス道路といたしまして茅ヶ岳広域農道から県有林に通じます市道及び市の農道の拡幅整備等を行ってまいります。市は、こうした整備におきまして、今年度概略設計を行うこととしておりますので、その経費に対して支援を行うものでございます。

志村副委員長 概略設計ということですが、今後設計をしていくのに、支援をしていくということで、韮崎市ではどんなスケジュールでアクセス道路の整備を進めていく予定なのか、その辺も詳しく教えてください。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えします。

韮崎市におきまして、9月補正で概略設計の予算計上をいたしまして、いよいよ整備がスタートするわけでございます。この概略設計において、地域の状況やコスト、また整備期間などを考慮いたしまして、アクセス道路のルートを決めると、その上で地域の理解を得ていくこととしております。

また、来年度以降でございますけれども、国の有利な交付金を確保する中で、順次整備を進め、早期の活用を目指すと伺っております。

志村副委員長 この整備していただいたアクセス道路は、やはりこの研修施設と一体で捉えて県も支援をしていくということになると思いますので、今後もしっかり連携を図って、進めていただきたいと思いますが、どのように調整をしていくのかをお願いします。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現状の道路でございますけれども、幅員が十分に確保されていないなど、大型の工事車両が現状通行することができないような状況でございます。については、研修施設の整備に先立ちまして、まずはアクセス道路を整備する必要があります。葦崎市では、今回行います概略設計を踏まえまして、具体的なスケジュールを検討することとしておりますので、その際に効率的に整備が進められるよう、市と調整を図ってまいりたいと考えております。

志村副委員長 承知しました。道路ができないことには研修施設も整備が進んでいかないと思います。今、ニホンジカにしてもイノシシにしても、本当に野生鳥獣の被害が広がっていますので、研修施設の完成も、多くの皆さんが待ち望んでいると思います。アクセス道路の整備と、研修施設が早く実現できるように、今後も調整を図りながら進めていただくことをお願いして、終了します。

清水委員 ただいまの質問の関連でお聞きしたいのですが、アクセス道路自体は今から設計に入っているということで、正式なルートはまだ決まっていないと思いますが、大体どのくらいの距離になるのかということと、もう一つは山梨県の森林を有効活用するために木材を配送するという、そういう活用にもこの道路は使えるような設計になるのでしょうか。

石原自然共生推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ルートの延長でございますけれども、茅ヶ岳広域道路から県有林の入り口までがおおよそ900メートルでございます。また県有林に入りまして、そこから予定地までは200メートルありますけれども、その部分につきましては県のほうで整備することになります。

2つ目の質問で、林業の活用というところでございますけれども、もともと県有林を利用するための作業道として使われているものでございます。その作業道と、現状は市道、市の農道が県有林の作業道とつながっている状況でございますので、整備後につきましては、施業等をする場合にも、同じ道路を使える形になろうかと考えております。

(森林施業履歴情報提供情報事業費について)

遠藤委員 先ほどの森林計画費の件で質問させていただきたいと思いますが、計画を作成するのが市町村で、それを県の電子データを提供するということですが、歳入の繰入金から440万円、これは森林環境譲与税の活用だと思っておりますが、市町村のものを使うのか、県のものを使うのか、お伺いいたします。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。

この440万円については、県向けに国から配分された森林環境譲与税を使って実施いたします。

遠藤委員 この市町村は全市町村でしょうか。あるいは希望する市町村でしょうか。

上野森林環境課長 山梨県内27市町村ありますけれども、昭和町は森林がございませんので、26市町村あります。ここは全て森林がありまして、今この森林管理制度に向けて順次進めておりますので、基本的には26市町村全てを対象に、この事業で支援していこうと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(森林環境保全基金事業について)

清水委員 二、三点お尋ねしたいのですが、第1期、第2期計画に対する実績で見たときに100%になっていない。その要因を分析して、次に生かすことがすごく重要だと思いますが、未達成の要因はなんですか。

信田林政総務課長 100%に達していない要因ということでお答え申し上げます。

まず、予算につきましては、余すところなく執行しているところでございますけれども、想定以上に施業コストが膨らんでしまった。このため計画した面積どおり整備が進まなかったということでございます。

コストが膨らんでしまった要因については、大きく2つございまして、1つは、本事

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
業は、国の補助事業を使っているところですが、国の補助制度の補助要件が改正されまして、従前は切り捨て間伐とあって、伐採してそのまま放置することが認められていたんですが、そういったことではもうだめだということで、伐採した間伐材を実施箇所1ヘクタール当たり平均で約10立米以上搬出しなければならないことが、補助事業を使う中で義務づけられたということでございます。このため、搬出の経費が別途かかるようになったことが1つでございます。

もう一つは、間伐の作業はチェーンソーを用いて行う作業が中心になっておりまして、経費の多くを人件費が占めております。近年その労務単価が上昇している中で、それがコストにはね返ってきたと。以上の2点が膨張の原因ということで、計画どおりに整備が進まなかったということでございます。

清水委員 第3期の終了目標は93%とありましたけども、今の話を加味すると、93%にさらに掛ける何%が目減りするということですか。

信田林政総務課長 お答え申し上げます。

県単独で行っていくという場合であれば、整備量は目減りするということもあります。やはりこの点は市町村が主体となって行う森林整備でございますので、そこで車の両輪としてやっていくということで、目標を加速させていきたいと思っております。

小越委員 このアンケート調査ですが、ことしの2月実施と書いてあるだけですけれども、県民アンケートというのは、どういう方に、対象者とか人数とか、どのような形なんでしょうか。

信田林政総務課長 県民向けの調査でございますが、住民基本台帳から無作為で抽出いたしました2,012人にアンケート調査をお願いしたところでございます。また法人、企業向けには納税企業から、やはり無作為の抽出によりまして410社、お願いしたところでございます。

小越委員 ということは、住民基本台帳からなので、年齢とか、男女とか、住んでいるところというのは全然考慮されていないということですよ。

信田林政総務課長 無作為抽出ということでございます。

小越委員 それで、びっくりしたのは、この荒廃森林の存在を県民の方が33.4%知らなかった。県税の認知度は県民の方が56.2%知らなかったというので、もう3期目に突入するという中で、知らない方がこんなにいらっしゃるということに驚いているんですけども、これについてはどう受けとめていますか。

信田林政総務課長 認知度向上のために、情報紙を発行するとか、それから現場見学会を開催する、また施業の森林整備の現場に皆さんの目につきやすいようなところに看板を掲示すること

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
で、一生懸命努めているところがございますが、残念ながらこういった結果になってしまったということで、この点はしっかり次期計画において、認知度向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

小越委員 今後のスケジュールで11月に県民説明会の開催とあるんですけど、これは具体的にどのような場所、どのような対象で、どんなことをするんですか。

信田林政総務課長 会場でございますけれども、林務環境事務所が置かれている合同庁舎等の会議室を用いて4カ所でやっていきたいと思っております。それから、中身については、素案を作成しまして、こういった形の第3期計画の事業になるのかという事業の中身について御説明させていただきたいと考えているところでございます。

白壁委員 このアンケートがよくわかんないんだけど、県民の知っている27%、聞いたことがある38%という、普通こういうアンケートというのはクロス型といって、知っている人たちのうちの何%が必要であるとか、そういうクロスをやらないと、知らない人が必要だっていうことはないわけだね。知っている人の中で何%の人たちがって、こうやっていかないと、信憑性というか、このデータのいうと曖昧になるんだね。

クロス型というのをやるとよくわかるんだよね。これは、最初から言われているんだよ。あんまり県民が知らないから、しっかり周知するように頑張りましょうねということは、第1期のときから言われているんだよね。これをしっかりやっておこなきゃだめということだ。

それと、さっき清水委員から話があって、進捗率の2期が88%、総体的にいうと86%、これ何で1期と2期を分けてやるのかな。総体的な中の計画区域があって、その中で86%というところが一番重要だと思うけれども、説明するために1期と2期で単純に分けただけなのか。何かこれ意図があるのか。

信田林政総務課長 お答え申し上げます。

1期、2期それぞれ計画がございまして、その中で計画量というものを定めております。その計画量に対して実績がどうだったかというところでございます。

白壁委員 説明の資料のためにそうやっただけということだよ。要はね、計画が1期と2期を足された分で、これだけ未達成な部分があるということが一番重要なところだと思うんだよ。ここをちょっと強調しなきゃだめだと思うね。そのときにコストと人件費って、国の補助事業が何か関係があって、今まで切り捨てだったものを10%外に搬出しなきゃだめ。それを出すからコストがかかって、だから未達成だっていうのも、何だかおかしい説明だと思うんだよ。それで人件費も、計画の中へ入っているわけだから、当然わかっていることであって、国の事業が急に変わったからという意味か。

けれども、これはちょっと違うよね。本来、本当はこの事業っていうのは、県民の上乗せ課税っていわれているんだよ、超過課税だから、超過課税プラスでこの事業をして、神奈川県から当初、1期目のときは7,000万円も8,000万円も、もらったものが

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
2,000万円ぐらいに減ってしまった。それを合わせていくと事業費がこれだけだつて、それに見合ったものでこの事業をすると。

そうするとまず一つは、例の国の調査費を使って、今度その計画を立てて、今度それを整備していくと。そのときになかなか地権者が同意をしてくれない、いわゆる荒廃民有林だから、うちは手をつけないでくれということが当時あったんだよ。それで、さあ計画をやりようと思ったけど、なかなかここで同意してくれないから進まなかったっていうのが、1期、2期の要因なんだよね。

だから、そういったものをちゃんと説明しないと、ただ金額だけだよって言われると、金額はもう当初からわかっていたんじゃないのかという話になっちゃうと思うんだけど、どう、その辺は。

上野森林整備課長 委員から御質問のあった件について、ちょっとお答えさせていただきますけれども、国の補助制度の関係でございますが、第2期、平成29年度からでしたけれども、国の補助制度が変わったのが令和元年度からでして、平成29年度、平成30年度までは切り捨て間伐への、国の補助制度でありましたけれども、平成31年度、令和元年度以降は、この切り捨て間伐への補助制度が廃止されました。それで、第2期の当初に目標として掲げていた数量よりも落ちてしまったという経緯がございます。

白壁委員

何か説明がよくわかんないんだけど、そういう10%外へ出しましょうよというところで、椅子だとか机だとか、そういったものをつくるような木工系統で収益も上げることを考えましょうというところへつながってくると思うんだよ。その次に、前から林政に言っているんだけど、県土だとか林政で仮設のA型のウマとか、神奈川県はそれをやっているんだけど、そういったものを10%なんてけちくさいこと言わないで、もっと出して、加工をして、売り上げて、公共事業で積極的に使っていただくことによって、そういったものが販売できるという話を前からしているんだけど、ほかの県ではA型の木ウマをやっているところもあるんだよね。これは今度使用回転率を考えて、例えば償却を何回だから、1回当たり幾らというところで、今後はこの中へ入ってくるわけだ。土木だって使えばいいわけだから。

そうすると、林政で出したものが、切り捨て間伐じゃなくて10%以上外に出して、それを販売して、なおかつその事業費の中に繰り入れることができるじゃないかという話を前からしているんだけど。その中で、机とか椅子というのは工作的にいうとすごく難しいと思うんだけど、そういうものをうまく活用して、それを切り捨ての間伐だけじゃなくて、それを製品化して販売する、販売するのはなかなか民間の人たちが難ければ、まず、公共事業のものに使う。

例えば、林政が堰堤の型枠で使ったじゃない。今度は仮設用に使ってくるとかね。そうすると、こういったものが、一連でつながってくるということだよ。事業費は極力ふやして行って、神奈川県にもお願いして、汎用的に捉えて行って荒廃民有林、何で民有林っていうとCO₂の削減とか、そういったものだけじゃないんだよね。

川上の上流部分の山が荒廃すると、下流部分に、例えば津久井湖のダムに神奈川県は年間1億円以上の金をかけて木材を撤去しているんだよ。そういうものを少しでも減ら

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
すためには、砂防なんかも必要になってくる。だから、考え方を少しずつ変えていこうよということで、環境・エネルギー部も考えてくれて、合併浄化槽かなんかで交渉してくれたようだけど、そういうところまでいくと、こういうものが生きてくるし、我々の川上の整備というのができると思う。

ちょっと総体的な話になってしまったけど、どうだろう。誰が答えるっていうのは、難しいのかな。そういうことをやってくると、進捗率もコストが上がって経費がないところが売り上げて、進捗率も100%を超えてくる、もしくは達成できる。なおかつ、山梨県中の荒廃民有林の整備ができる。そうすると、さらに荒廃する民有林というのはふえてくるんだよね、毎年毎年。それに対応ができる。そうすると農業大学の林業の関係も、今度はそこに来る人たちもふえてきて、林業の再生になっていって、八十数%の山梨県の山が今度は整備されてきてということにつながってくると思うんだよ。これ一連なんだけど、どっちに聞けって言われても困るな。2人に聞くしかないね、両部長に。

金子林政部長 ただいまの御提案でございますが、現在、治山堰堤などのほかにも木製のバリケードなど取り組んでいるところでございます。それで、搬出して利益が上がれば、これはこの税事業ではなくて、通常の補助事業で68%、約7割の補助が出ますので、それを使ってみずから利益を上げていただくという方向が1つ。

この税の場合は、本当に細長くて、すぐ倒れてしまうような荒廃森林ですので、そういうところについては、なかなかその利用というのも難しく、やはりどうしてもバイオマスとか、そういった利用にもなってくると思います。

そういった面での利用事業は進めて、資源を無駄にしないようにしていくわけですが、基本的に利益は、税事業の枠の外で利用間伐を推進していくということで進めていきたいと考えてございます。

白壁委員 だから、そういうときには、そこで売り上げたのを、違うところへ持って行って繰り入れして、その予算額を大きくしてやればいいわけであって、例えば間伐材が、10センチぐらいのものでやったにしても、今度はCLTもあるわけだよ。CLTの今みたいな大きいもの、クロス・ラミネーティッド・ティンバーの小さい版の工場っていうのは絶対できると思う。通常の積層材だけではなくて、四国みたいなでかいものじゃなくて、そういうものを今度は開発させることによって、相当使えると思うんだよ。

昔であれば、丸太足場を使ったけど、今の時代はそんな時代じゃないから、その捨てるものを今度は1寸角ぐらいにして、乾燥かけて、クロス型にもっていくっていうのも絶対できるんだよ。大きい機械がなければできないということはないから、もったいないからいろいろ考えてもらいたい。

山へ行ったら、みんな切り捨てて置いてあったら景観も悪い、財産の放置だよ。そういうものをうまく考えていく。さっきもA型のバリケードを使ってきている。そういうもので売り上げて、一旦それを違う事業に販売をして、今度そこで上がった利益をこっちへ繰り入れする。今の国債を発行して日銀がまた国に戻しているのと一緒だよ。

だから、皆さん偏差値の高い人たちだから、うまく活用して予算をふやすことを考え

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
てほしい。もうけるところは、県有地ばかりじゃなく、いっぱいあるから。回転をよく
するといろいろあるから。

金子林政部長 白壁委員の御指摘のように、利用については、いろんな方策を検討してまいりたいと
考えてございます。

白壁委員 森林環境譲与税は、また県はハード面が何もなくて、ソフト面だけしかないから。本
当は市町村でこのまちで100万円、この村で50万円、こんなちょっとで何ができる
って話、前からいっているけど、これを一旦中止、いわゆる供出させて、お金の
分母を大きくして、優先順位をつけて集中的に事業をやってくほうが効率的だよね。そ
れを指導するのがソフト面しかない山梨県がやるしかないと思うんだよ。そういうこと
をやっていくってことが必要であって、一体的に市町村と協力しながら、この環境
を今からさらに強化して進めていくということだけど、方向的にはどのように進めてい
くのかな。支援事業だとかいろいろあるようだけど、これはどっちでやるのか。

上野森林整備課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市町村が整備をどのようにやっていくかということで、先ほど第109号議案にもあ
りましたとおり、県としては、履歴情報の提供ですとか、それ以前に資源情報の提供を
してきました。さらに、ただデータを渡すだけでなく、人的支援といいますか、各林務
環境事務所に、林業普及指導員がいますので、そのようなサポートをしているところで
ございます。

市町村が何に使っていくかということですが、お配りしている資料の2ページ
に森林経営管理法が平成31年4月からスタートしたということで、もちろん荒廃森林
を適切に間伐して、土砂の流出防止ですとか、水害防止のため、これらの公益的機能を
発揮させるための森林整備を、積極的に支援していくつもりでございますけれども、こ
の森林経営管理制度というのは、これだけではなく、林業経営に適した森林は、意欲と
能力のある事業者の皆様に再委託して、そこで木材の有効活用をしていくという仕組み
もございます。税事業の荒廃森林整備とあわせて、こういう搬出間伐、木材をどんどん
利用するということにも、国の補助金がございますので、そこは両輪として、単に切
り捨て間伐だけではなく、木材の有効利用を視野に入れた森林整備もあわせて行いな
がら、山梨県の森林整備の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

(やまなしエネルギービジョンについて)

杉山委員 エネルギービジョンということで、クリーンエネルギーをさらに割合をふやそうとい
うことだと思いますが、先ほどの説明の中で、太陽光発電については森林伐採等々、こ
れから規制がかかってくるということでもあります。

このクリーンエネルギーという観点で見たときに、山梨県の急峻な地形、あるいは豊
富な水量を見たときに、やはり小水力のポテンシャルが一番高いのではないかと、可能性
があるのではないかと感じております。これからそのクリーンエネルギーを伸ばすに当
たって、そのポテンシャルを調査しているというお話でありましたけれども、その水力、

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
小水力を伸ばすところが一番の可能性であると感じているんですけども、本県における現状の中の小水力についてどのような状況なのか、教えていただきたいと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本県では、小水力発電の導入を推進するために、環境・エネルギー部に開発支援室を設置いたしまして、事業者に対する情報提供ですとか、技術的な支援を行っているところであります。

現在、県が把握しているところで、企業局による建設も含めまして、合計45カ所の施設が稼働していると認識しております。

杉山委員 今45カ所という御説明いただきましたけども、今後、進めていくに当たって、当然いろんなところを調査しなければ始まらないと思いますけれども、これから、その可能性があるというところで、調査されている地点があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

県では、現在、事業者による取り組みを支援するために、県内で約100カ所の有望地点におきまして、事業化に必要な流量ですとか、施設の規模ですとか、そういったものの調査を進めております。この調査結果につきましては、今後ホームページなどで公表していくとともに、調査結果を活用しまして、事業者セミナーなどを開催して、さらに取り組みを支援していきたいと考えています。

杉山委員 地元の都留市では「元気くん」という名前以小水力の水車が市役所の前にありますが、そこは本当に最初の小水力ということで、本来であればその小水力が独立系であって、例えば大災害とか、そういうときに地域の電力供給のもとになる、防災に大変大きな役割を果たすんだらうと思います。

そういう意味では、これからの電力を考えたときに、ただ単にクリーンエネルギーということだけではなくて、防災等々も考えたときに、やはり小水力というものを考えるべきだと思っております。

先ほども言いましたけれども、水力に対するポテンシャルが、いろんなところにあつて、そういったところをどんどん利用していくということになると思うんですけども、例えば用水なんかは、水利権だとかもろもろあつて、なかなか難しいところもあるわけです。そういう意味では、この小水力を進めるに当たっては、当然規制緩和もしていかなければいけないと思います。

そういった規制緩和も必要ですし、先ほど言いましたように、地域の防災力の強化という面でも、大変重要な電力だと思うんですが、そういった観点で、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

委員から御指摘がありましたように、地域の防災力強化という観点からも、小水力発

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
電は非常に有効なものだと認識しておりますので、こうした観点からも、積極的に推進していきたいと考えています。

先ほど御説明いたしました、現在県内100の有望地点で調査を進めているところでありますが、この調査の中で、流量ですとか、必要な設備などを調査しているわけですが、そういった調査に加えまして、災害時の活用という観点からも、例えば避難所への電源供給などについて、避難所との距離ですとか、そういったことについても調査項目に入れて調査をしているところでございます。

そういう災害時活用の観点からも調査をしておりますので、この調査結果を活用して、市町村などによる導入を積極的に支援していきたいと考えています。

杉山委員

ぜひ進めていただきたいと思います。このビジョンの最初にもありますけれども、一つの課題提供、目標として、産業振興ということがありますが、これを見ると、クリーンエネルギーを使った産業振興という、間接的な産業振興になるわけですが、私は今、小水力、いろいろ導入しているところがありますが、NEDOを通じた国の補助金を使ってやっているのがほとんどですけれども、そのNEDOがどうしても、発電機を導入するに当たって、いろんな規制がついて、例えばヨーロッパの製品を使わなければだめだとか、そういった状況があるわけです。

当然ながら、その補助金を使うために、その高いヨーロッパ製の発電機を導入することになっているのが現状だと思うんですが、例えば郡内中心に、その機械金属だとか、製造業がたくさんあるわけですが、例えば企業体をつくって発電機を製造して、そういったところの製品を地域の発電に使う、それこそが、地域の産業振興になるのではないかと考えております。

決して発電機自体は難しいものではないと、素人ながら感じるんですが、ぜひ地域の産業振興を考えるのであれば、ただ単にクリーンエネルギーを使った振興という間接的なものではなく、そういった発電機を地元でつくって、その地元で発電した電力を使う。それこそが地産地消の一番の姿かなと思っておりますし、そのことによって、富が地域で循環するということにつながるんだろうと思います。

せっかくこのエネルギービジョンをつくるのであれば、そういった根幹の地域振興につながることにしておくべきじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

委員から御指摘がありましたように、小水力発電などの地域資源を活用して、さらにその開発にも地域が関係をしていくことによって、その利益といいますか、富を地域で、循環させるということは、非常に重要であると感じております。

県で小水力などの再エネについて、より具体的なモデルを検討する検討会を立ち上げたところでありまして、この検討会の中には、東京電力ですとか、そういったエネルギー関係の事業者に加えて、金融機関の方々などにも入っていただいているところでありますけれども、この検討会などにおきまして、委員から御指摘をいただいたような視点を十二分に踏まえて、できるだけ富が外へ出てしまわないように、県内あるいは地域内で循環するような、そういう観点からも事業モデルを検討してまいりたいと考えております。

す。

杉山委員 大事な視点だと思いますので、ぜひそんなことを踏まえながら進めていただきたいと思います。

白壁委員 目標の達成状況というところで、燃料電池も入っているけど、燃料電池はもちろん山梨県で大分前から山梨大学の渡辺教授なんかが始めて、前の知事公舎のところからスタートして、十数年来やっているけど、この間の自民党の総裁選で、高市さんが積極的に言っていた、小型核融合という話をしていたけど、文科省も国でも進めていて、ただ投資家がなかなか投資をしてくれないということがあって、国が主導権を握ってお金を使って、予算をつけてやるという方向に多分行くと思うけど、こういう次世代エネルギーの中に、国の方向性を示していく、完璧にはまだ出てないんだけど、こういうものも少し中に入れ込んで、とりあえず30年でまだ動いていないから、20年はゼロ%になるかもしれないけど、こういうものも考えていったほうがいいと思うね。

それと、燃料電池の関係は、さっきから言うとおり先駆的にやっているから、P2Gもあるし、動いてはいるから、こういうものに力を入れていく優先順位が、3番目とか4番目じゃなくて、もうちょっと上へ来るんじゃないかなと。太陽光の下あたりに来るんじゃないかなと感じただけど、そういうところもしっかり調査してもらいたいけど、まだわからないだろうね。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

国でも、温暖化対策法の改正ですとか、あるいはそれと関連するエネルギー基本計画の改定の作業を進めております。委員から御指摘のありました、いろいろな次世代のもの研究開発にも、実際に投資をするようなことも、国が表明しておりますので、そういったところは、今後このビジョンを改定して、近々改定を考えております。そういった観点で、できるだけ反映をしたいと考えております。

加えて、本県が全国に先駆けて取り組んでいるような燃料電池P2Gシステムなどについては、積極的にこのエネルギービジョンの中でも上位に掲げて、計画していくものだと考えておりますので、そういった点についても、しっかり検討していきたいと考えております。

清水委員 エネルギー政策というのは、日本が2050年カーボンニュートラルを打ち出して、山梨県も県の方針として2050年カーボンニュートラルを打ち出したということで、きょうの話は2030年までしか見えていないんですけども、2050年、どこに山梨は向かうんだという思いがあって、その途中で2030年があるんですよ。

ですから、既に2050年っていうのは、常にこういうところに出てきて、30年以降はちょっとわからないけれども、思いとしては、このエネルギーをこうするんだとか、そういうフレームワークがしっかりしてないと進まないと思うんですよ。

きょうお話しした2030年までの話は、これでいいですけど、それ以降、どうするんだというところは、今どのように考えられていますか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

2050年のカーボンニュートラルというところについて、それに向かいまして再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの導入をどうやって進めていくかというのは、極めて重要な部分、非常にコアな部分だと考えております。

2050年のこれからの県の削減目標ですとか、そういったものを検討していくことになりましたが、それに当たりまして、まずこのエネルギービジョンの中でクリーンエネルギーの導入をどう進めていくかということ、まずはしっかりとポテンシャル調査などもしながら検討してまいりたいと思います。

それを踏まえまして、2050年のカーボンニュートラル、それをどう進めていくかというような形で考えてまいりたいと思っておりますので、2050年の脱炭素、カーボンニュートラルに向けまして、それをしっかり見据えた上で、クリーンエネルギーの導入をどう進めていくか、それをこの計画にどのような形で盛り込んでいくかということを検討してまいりたいと考えております。

清水委員

先日の私の代表質問の中でもさせてもらったんですけども、環境省が進めようとしている脱炭素先行地域という考え方は、もう日本全国メーンの戦術、戦略でということの位置づけだと思うので、山梨県としても、かなりのウエートをかけて、やっていかないといけないと思うんですけども、きょうお話しいただいた中には、そういう絡みが出てこないんだけど、その辺は今後どのように絡めてやっていく予定でしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

脱炭素先行地域につきましては、市町村を中心に一定のエリアの中で再エネなどを活用して、先駆けてその地域の脱炭素化を図るという取り組みでございます。県も市町村の事業を積極的に支援していくということですが、脱炭素先行地域の基本的な考え方は、やはり再エネを最大限活用して、さらに複数の再エネですとか蓄電池ですとか、複数の手段を組み合わせることで実現していくということが、非常に必要といいますか、現実的だということになりますので、このエネルギービジョンとの関係性は非常に高いと考えております。

ですので、当然このエネルギービジョンを改定するに当たっては、2050年の脱炭素化を視野にやっていく中で、市町村の先行地域の取り組みも支援してまいりますので、まず脱炭素先行地域の実現に向けたこのエネルギー対策、再エネの導入、そういった点についても、しっかり検討をして、できればこの中に位置づけていければと考えています。

清水委員

ぜひ一番メーン、骨子だと思いますので、しっかり推進をお願いしたいと思います。それともう一点、ちょっと細かい質問をさせていただきますけれども、コージェネレーション導入とか、いろんなこの2030年に対する達成率が出ているんだけど、この達成率はこれでいいんですが、例えば1年目は幾つにやろうとして、1年目がこの数字になった。要するにうまくいっているか、うまくいっていないかというのを、すごく知

りたいんですよ。

1年目の目標値がこれで、それに対して1年目は100%うまくいっているとかね。ここに出ているのは30年度に対する比率しか出ていないから、その途中がうまくいっているのか、うまくいってないかっていうのは、どちらにベクトルが向いているかというのが、わからないんですね。その辺は何か工夫をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょう。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

現在の指標の設定については、目標年度が2030年ということになっておりますので、そことの比較ということで単純な形でこうやっております。繰り返しになりますけれども、やはり見据えているところが2050年というようなことになると、やはり今ある一定の時点を捉えて、進捗状況も確認していく必要があると思いますので、そういった視点も入れて、改正の検討をしたいと思います。

白壁委員

そういうものをちゃんと明確につくって、KPIをしっかりつくっておかなきゃだめ。目標管理、達成するためのロードマップをつくって、そしてそのKPIをつくっていった、それが2次曲線になるかもしれないし、1次曲線になるかもしれないということをちゃんとやっていけば、今みたいな質問には答えられるということだよ。参考のため。

清水委員

きょう10月1日は山梨県の環境政策上、記念すべき日だと思っていまして、太陽光パネルの設置に関して地すべりがあるとか、そういうところで接している場合は、申請の許可制がスタートしたというのが、きょうからだと思うんですね。

それで、その点についてちょっと1点質問したいんですけども、先般8月23日に、私が地元の人と、地元にある菖蒲沢の太陽光メガソーラーを視察に行きました。そうしたところ、いろいろな工事が進んでいるだろうなと思って行ったんですけども、工事が中断していたと、その状況が今にも崩れそうなものがあったり、それで使っている工法が、申請のものと違っていそうだったようなことがあって、早速帰って執行部の人にお話をさせてもらったんですけども、そこで、ほどなく知事が事業者を呼んで、行政指導を行ったというのが新聞にも出ていたんで、ここにいる皆さんも御存じだと思うんですけども。

それで、お聞きしたいのは、どうして許可を取って申請した工事が中断している。もちろん中断ですからおくれが出ているんですけども、それがどういう原因でそういう事態に達しているのかを、まずお尋ねします。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。

まず、この菖蒲沢地区の太陽光発電工事についてでございますけれども、現地の施工状況を確認したところ、先ほど委員からお話がありましたとおり、申請内容と異なる工法による防災、施設の施工などが判明しまして、林地開発行為の許可基準を満たしていなかったことから、工事の中止ですとか、許可基準に適合する復旧計画の提出、それから施工途中の排水施設に係る応急対策工事の実施などを指示いたしました。

応急対策工事は終了してはいましたが、事業者から復旧計画が提出されなかったことから、この間、工事が中断したことによるものでございます。

清水委員 今のお話にあったように、内容的に申請したこととやっていることが違うという極めて重大な事案が発生していたということで、知事からは是正勧告をしたと。事業者から復旧計画が出されたということなんですけれども、それはいつ皆さんの手元に出されたのかということと、それから、かなり日数がたっているんですけれども、鋭意推進、工事をやっていただいていると思いますけど、どこまで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

上野森林整備課長 事業者からは8月31日に復旧計画の提出がありました。県は、この計画が許可基準に適合しているかどうか審査し、承認したところです。これを踏まえて、事業者は復旧計画に基づき、現在排水施設の施工、設置に着手するなど、工事を進めているところでございます。

清水委員 こういう業者がやる、特に土木工事というのは、皆さんもそうだと思いますけども、詳細までわからないところでどんどん進んでいるということが多々あるわけです。今回はその一つの例だと思うんですけども、今後こういうことが、いろいろ形を変えて発生するときに、契約した内容がきちっと履行できるかどうかをチェックするというのは、すごく重要だと。さっきの計画と実績の話ですけども、そのために再発防止、今回みたいなことが起こらないようにするための再発防止、それをどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

上野森林整備課長 お答え申し上げます。

今後は事業者に対し、県に、これまでの頻度よりも、さらに短い間隔で定期的に進捗状況を求めるとともに、現地確認を随時、我々のほうで行って、土砂の流出、崩壊、それから水害の防止など、林地開発許可行為基準に適合した適正な開発行為が行われるように指導してまいりたいと考えております。

なお、事業者は地域住民に工事内容等を説明した上で、今回工事を再開しておりますが、引き続き地域住民が安心できるよう、適時適切に説明していくことを事業者に求めてまいります。

清水委員 ありがとうございます。

今のお話の中で、地域住民の安全・安心というお話が出て、地域住民の人にも納得してもらおうことがすごく重要なので、今までされてきているのか、あるいはこれからやってくるのか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

上野森林整備課長 まず、この工事を行う前に、当然事業者は地域の方に説明会をした上で、地元の了解を受けて、今回の工事は進められております。その後も定期的に、今回ちょっと工事が中断して市民の不安の声が寄せられましたので、我々のほうでも、事業者に、そうい

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
う不安を解消するように地域住民に説明するよう要請しているところでございます。

この工事はまだ中断して再開したばかりだということなので、今後も例えば大雨が降った際などには、地域住民が不安にならないように、そのようなタイミングできちんと説明していくよう、事業者に強く求めてまいりたいと考えております。

(CO₂削減について)

小越委員

CO₂削減についてお伺いします。

国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）1.5の特別報告書は、2030年度までに大気中のCO₂の排出を2010年度比45%削減し、2050年までに実質ゼロ達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないと国連は通達しております。

それに対して、政府は目標を出しましたけれども、2010年度比でいくと国の目標は42%です。国連が示した45%より低くなっております。EUとかイギリスは50、60%と出しているんですけども、日本政府は大幅に引き上げたと言っても、実質上は引き上げになっていない。2050年カーボンニュートラルと言っても、その前2030年をしっかりと1.5度以内に抑えないと、2050年が見えてこないんですよ。

それはパリ協定でも言われていまして、ことし8月にまた出されたIPCCの報告によると、人間の影響が温暖化させてきたことは、もはや疑う余地がない、同時にこれからの10年間の思い切った削減をしないと、21世紀、これから20年後、最後のほうはどうなるかわからないと言われている。

だから、カーボンニュートラル2050年じゃないですよ。CO₂削減の2030年ができるかどうか地球の未来はかかっていると、今危機を感じないと、2050年じゃないんです。2030年なんですよ、CO₂削減。

ということでお聞きしたいんですけども、山梨県はP2Gとかバイオマス発電とかやっているんですけども、それはどれぐらいCO₂が発生しているんですか。バイオマス発電で、どのぐらいCO₂を出しているとか、P2Gで出しているのはどのぐらいあるんですか。

中澤環境・エネルギー政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

ただいまの御質問は、バイオマス発電や企業局がやっているP2Gシステムが、その事業としてどの程度CO₂を排出しているのかという御質問でしょうか。県内のバイオマス発電施設が、その事業をやる上でどの程度CO₂を排出しているかということですか。

県では、温室効果ガスの排出の削減目標を立てて、毎年検証をしております。その中で、国が示されたような手法で計算をしているところではありますが、現在県内で稼働しているバイオマス発電施設については、県で把握しているのは、大月のバイオマス発電所と、あと民間が自家発電としてやっている、そういったものを把握しておりますが、具体的に個々の施設がどの程度のCO₂を排出しているのかというのは、大変申しわけございませんが、今手元にはその数字はございません。企業局がそのP2Gをやるに当たって、どの程度の排出をしているかということにつきましても、申し訳ございませ

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
んが、今手元に数字はございませんので、企業局等に確認をする中で、できる限りその
数値を把握いたしまして、また改めて御報告をさせていただきたいと思いを。

小越委員 再生可能エネルギーだけじゃなくて、CO₂をどのくらい抑制するかという2030
年度までにどのくらい抑制するかっていうことが、本当に大事な、世界的に2030年
をどう迎えるかにかかっていると思うんですよね。木質バイオマス発電は、木を吸ってカー
ボンニュートラルになるかもしれませんが、一時的に大量のCO₂、木を燃やすわけ
ですから、CO₂を発生するという見方もあるんですよね。

カーボンニュートラルで何年後かには、それで行って来いになるかもしれませんが、
バイオマス発電でのCO₂をどのくらい発生していて、それをどうやって抑えるのか、そ
こを言わないと、CO₂の削減のところが出てこないと思うんです。それをはっきりつか
んでいただきたいと思います。それを盛り込まないと、CO₂削減のところ、2030
年出てこない、山梨県はと思っています。

それから、先ほど大月、民間、南部町もバイオマス発電を始めたとありました。例え
ば大月、バイオマス発電している、木が必要になる。木というか、いろんな剪定も含め
て、その木はどこから入ってくるんでしょう。

深水林業振興課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

大月バイオマス発電所に供給される燃料につきましては、県内あるいは県外からの間
伐時の未利用材などを使っております。

小越委員 大月の場合は県内、県外と聞きましたけれども、県外から木を運んでくるときには、
そこでもトラックのCO₂が出るわけですよね。そこも含めてCO₂がバイオマス発電に
どのくらい排出しているのかというのをカウントしていただかないと、一時的に木を燃
やしたことは、その木が足りなかったら県外から集める、ましてや海外から来るなんて
いいましたら、逆にCO₂を発生してしまうことになる。そこをつかんでいただきたい。

それと、もう一つ、南部町でもバイオマス発電やりますよね。今度甲斐市のバイオ
マス発電は、やることになっているんでしょうか。どの程度で、やるのか、やらないのか。
どうなっているんですか。

深水林業振興課長 甲斐市のほうは、ただいま市のほうで造成工事を始めたところでありまして、R4
年度以降の発電所建設に向けて、今進めているところでございます。

小越委員 そうしますと、南部、大月、それから甲斐市で大きく3つバイオマス発電をやること
になりますよね。南部は峡南地域からですけども、甲斐市の場合はその木はどこから
集めてくるんですか。

深水林業振興課長 甲斐市の調達方法については、まだ承知をしておりません。

小越委員 木をどこから、ちゃんと搬出できるものがあるのか。大月でさえ県外から木を集めて

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
いるわけですね。その中で山梨県のその木材提供とかチップも含めて、本当にそれを
賄えるのか、発電を始めてしまって途中でとめたら、元も子もありませんし、ずっと燃
え続けていくためには、木を集めなきゃならない。外から集めてくるとCO₂を排出する
ということも含めて、CO₂の温暖化計画のところを考慮していただかないと、木質バイオ
マス発電は、カーボンニュートラルだと言ってしまうと、2030年のときに、とんで
もなくたくさんCO₂を排出してしまうということ、2050年まで待っていただけ
ないわけですから、そこを含めてCO₂の削減計画をつくっていただきたいと思いま
す。それはどうでしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 県の温暖化対策計画につきましては、再生可能エネルギーの導入ポ
テンシャル等の調査を踏まえまして、来年度に向けて新たにつくっていかうと考えていま
す。バイオマス発電に限らず、例えば車であっても、製造段階でCO₂を排出するとか、
そういったことは一般的に言われております。県の計画を策定するに当たって、当然そ
ういうことも考慮に入れて計画は考えていきますが、実際の数値目標にどのように反映
できるかということにつきましては、環境保全審議会ですとか、そういう専門家の方々
の意見も踏まえまして検討していきたいと思っています。

小越委員 ぜひ、2030年をIPCCが言っている40、50から60ですね、45%削減、
2010年比で、そこをクリアするように、それとも山梨県だけでは無理だったら、国
に対して要請するというのもぜひお願いしたいと思います。

(県有地のナラ枯れ対策について)

次に、6月議会でお聞きした山中湖畔のナラ枯れのことですけれども、テレビ報道に
よりますと、ナラ枯れが今回たくさん出ていると聞きました。それで、山中湖畔、富士
急行の借りているところもナラ枯れが多分出ていると思います。

前回お聞きしたら、それは借りている人の責任だということで借りている人がわから
なかったんですけど、そのナラ枯れについての対策をどのようにやっているのか。県が
直接やっているのか、まずお伺いします。

斉藤県有林課長 6月議会でお聞きがありました富士急山中湖別荘地のナラ枯れの関係でございま
すけれども、県としましては、8月下旬から調査を行ったところでございます。まず、昨
年ナラ枯れが出たということで、ことしの4月からナラ枯れ駆除業務をやって、それ
に対して駆除業務が終わったところでございますので、その調査をことし8月からやっ
たところでございます。

おおむねそのうち半数が枯死木ということが確認できましたので、県としましては建
物、道路、電線等に被害を及ぼすところに関しまして、別荘地の立木は県の所有でござ
いますので、伐採が必要な危険木は県が処理するというところで、今考えているところ
でございます。

小越委員 今、別荘地は県の所有でございますので、県がやるとお話しがあったんですけど、富

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
士急とは、このナラ枯れの対策のところで、伐採するとき道を使ったりするとき、富士急行とは話し合いや相談はしているのでしょうか。

斉藤県有林課長 立木は県の所有ということでございまして、別荘地の管理者の富士急行とも立木の伐採については今後話し合って、当然県が伐るときについては、相談してやっていこうと思っているところでございます。

小越委員 やはり富士急行に借りているという認識の別荘地の方もたくさんいらっしゃいますし、富士急行の管理している道もありますので、そこは相談しないと勝手にできないと思っています。

それでお伺いしたいのは、きのうの特別委員会で、富士急行のところは特別委員会で触れてはいけないということになりましたけれども、富士急行のことの裁判は、裁判の結果が出ると、それは預けているとしましても、富士急行の裁判はかなりかかると思っています。地裁で判決が出て高裁、最高裁まで行く、反訴のことも最高裁まで行くとなりますと、かなり時間がかかってしまうと思うんですけど、今賃料を20億円ということでお願いしますと請求していると思いますが、向こう側が払ってくれないとなりますと、ずっとお金が入ってこないで、未収金のままということになるのでしょうか。

斉藤県有林課長 今後の方向性もまだわからないままで、今の時点でちょっとそういうことにつきまして、先のことはわかりませんので、お答えは控えさせていただきます。

白壁委員 決算の段階で収入未済にするかどうかということを知っているんだよ。

斉藤県有林課長 まだ請求はしてございませんので、収入未済という形にはならないと。

小越委員 富士急行に、ことしの賃料はまだ請求書を出していないという認識ですか。それでいいんですか。ということは、富士急行も払わなくていいし、こっちも請求してないし、でも借りている人たちはお金を払っていると思うんですけど、それは富士急行が持っているだけであって、こちらは3億円とも20億円とも提示してないから富士急行は払わないということですね。

斉藤県有林課長 今、不動産鑑定をやっている中で、その成果が出てきましたら、今年度の賃料等を出しまして、4月にさかのぼってそれを請求していくことになっておりますので、今のところ請求はしていないという状況でございます。

小越委員 ということは、きのうからの答弁で、今やっている賃料の算定が、本当は9月だったけど、11月末になると聞きました。11月末までに3回ぐらい不動産鑑定をやっていますよね、不動産鑑定の種類がいっぱいあるので、それを、今度出てきたのを、どれを取って請求書を出すんですか。

斉藤県有林課長 今、成果が上がってきたものに対しまして、それも含めてどういう額で出すかっていうことは、今後検討していくことになると思います。

小越委員 ということは、11月30日に賃料が出るかどうかわかりませんが、出たときに、今までのことも含めて、こちらで検討して、富士急行に20億円か5億円か11億円でお願いますねって請求書を出すという理解でいいですね。それまでは未収っていうことですね。

斉藤県有林課長 先ほど小越委員がおっしゃいました不動産鑑定の中には、富士急行の鑑定は入ってございません。それ以外の鑑定でやっておりますので、その鑑定結果に基づいて算定して請求していくことになろうかと思えます。

小越委員 ということは、請求書を出すのは、11月とか12月ごろになると思うんですけど、きのうの答弁で、所在市町村交付金は11月末ぐらいにこのくらいですよということを市町村に言うことができましたけど、時期的なことは、賃料が決まる。それから市町村所在交付金を出すというのは、同じ時期になるんですか、ずれるんですか。

斉藤県有林課長 現在やっております不動産鑑定につきまして、全県的な調査をやっている中で、今11月15日ということで工期はやっておりまして、その前に土地価格という形で、その結果だけはいただきまして、当然その土地価格をもとに所在市町村交付金は算定してまいります。所在市町村交付金の法律に基づきまして、11月30日までは市町村等に台帳価格を提示することになっておりますので、所在市町村交付金の台帳価格につきましては、今やっている不動産鑑定結果に基づきました現行の土地価格で台帳価格を11月30日に市町村へ通知して、法律に基づいた手続きをとっていきたいと考えているところでございます。

小越委員 ということは、所在市町村交付金のお金は、その賃料に上乗せしていくんですけど、賃料を払ってもらっていない。請求もしていないけれども、今後払ってくれるかどうかわからないんですけども、それでも所在市町村交付金は払うんですね。賃料が富士急行から入ってこない。だとしても、所在市町村交付金は払うんですね。

斉藤県有林課長 法律上に基づきまして、11月30日までに価格を出した後に、市町村長の申し出がなければ、市町村長が最終的に所在市町村交付金の算定額を来年申請してまいりますので、その申請に基づきまして、県としては支払うこととなります。

(休憩)

小越委員 午前中に引き続いて、もう一回おさらいですけど、富士急行への裁判の問題はここではできないんですけども、富士急行にことしの賃料は幾らですという請求書はまだ出してないと。その請求書の金額は11月15日ごろまでに出てくる。それを受けて、1

1月30日には所在市町村交付金を決定して市町村にやる。それは払ってくれないのであれば、収入未収金になるというところまで確認したんですけれども、何があっても所在市町村交付金を払うということになりますと、新聞報道によると、大体2億円少ないとなっていて、そうしますと、富士急行からは賃料が入ってこない。けれども、所在市町村交付金は払う。その差額がずっと続くわけですよ。

午前中も言いましたけど、裁判はすぐ終わらないと思うんですよ。地裁もまだ出ていないし、高裁も最高裁も行く、住民訴訟や反訴もある。延々と続いていくわけで、そうするとその間、お金は入ってこない、出すとなると、その差額分がたまっていくと思うんですけれども、それでも所在市町村交付金は払うということで確認しているんでしょうか。

斉藤県有林課長 午前中のちょっと答弁の訂正を一度させていただきたいんですけれども、富士急行の賃料請求という発言をしたんですけれども、やはり富士急行には不法行為に基づく損害賠償等の請求を今行っておりますので、賃料相当額等につきましては、やはり訴訟手続の中でその取り扱いを検討していきたいということを今考えておりますので、午前中の発言はちょっと一度訂正させていただきたいと思います。

小越委員 ということは、賃料を前は3億円ほど毎年請求書を出して払っていた。今回20億円を請求しようと思ったけど、払わないと言った。でも、賃料をいつごろ請求するんですかと言ったら、11月だったけど、裁判をやっているんで、それが終わるまでは賃料はわからないから請求しないっていうことですか。

斉藤県有林課長 やはり訴訟手続の中でその取り扱いは検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小越委員 ということは、裁判が決着するまでは、賃料が幾らかということはわからない。確定しないからということですよ。裁判で何年かかるかわからないけれども、この賃料は幾らかわかるまでは、保留のままにして、富士急行に賃料を払ってくださいということはしないということですね。

斉藤県有林課長 やはり訴訟手続の中で、検討していくことになろうかと思っておりますので、そのことについても、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

小越委員 ということは、それは私も裁判の決着を見ないのに、7億円か20億円か11億円なのか、それを請求するのは裁判の結果を待ってからということと不整合が起きてくると思うんですけど、でもそれは払うとも払わないとも、請求書を出すとも出さないとも、いつやるかわからないとなる。でも所在市町村交付金だけは払い続けるわけですよ。その差額が積んでくるわけですよ。

今まで3億円払ってもらったのが、請求書を出さないとなると、さっき収入未済になるって言ったんですけど、それは収入未済にならないんですか。県が請求してないんだ

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
から、収入には当たらず、収入未済もなくなる。収入のその分はずっとないっていうこと
で決算上はいくんですか。

斉藤県有林課長 損害賠償請求を県として主張しておりますので、委員がおっしゃっている請求という
のは、損害賠償自体を行っていますので、その手続ということで対応しているわけです
けれども、訴訟の中で取り扱いについては、今後検討していくということで御理解をお
願いたします。

小越委員 ということは、損害賠償請求額、今は過去にさかのぼって350億円ぐらいですか、
それを請求しているっていうことで、今裁判でやっているから、この3億円、6億円か、
その賃料はそれが決着するまでは、そのお金のことはしないということですよ。でも、
その350億円が1年、2年とまたふえていくわけですよ、それはどんどんふえてい
くわけですよ。今は350億円ぐらいだけど、2年たったらそこにまた上乘せされて
いくわけだから、その決着したときにさかのぼって400億円なり500億円なり払っ
てくださいということを請求するという認識でいいですか。

斉藤県有林課長 今後どう請求していくかというのは、やはりこれからの対応も含め検討していくこと
になろうかと思えます。

金子林政部長 富士急行に対しては、基本的に今不法占拠、違法無効という中で損害賠償請求等を行
っているところでございます。ことし富士急行側から、令和3年度の賃料相当額を支払
いたい旨の御提示がございました。私どもとしては、こういった状況ですので、損害賠
償の請求額のその一部として、それを授受したところでございます。

今後、その請求等の取り扱いについては、訴訟の追行の手続の中で検討してまいりた
いと考えてございます。

小越委員 一部受け取ったというのは幾らなんですか。それは何年分とか、その名目とか内訳と
かっていうのは、ちょっと初めて聞いたんですけど、それどういうことですか。

金子林政部長 それは、富士急行から御提示があったのは、前年の賃料相当額と同額でございます。

小越委員 済みません、ということは、約3億円を受け取って、それは預かり処理みたいにして
いるんですか。決算上はどうなるんですか。それはずっと収入して、請求している本当
の金額は違うんだけど、一応3億円だけ預かったって、それが富士急行さんと確認して、
裁判の結果が出たらさかのぼって、もしかしたら払ってくださいってなるっていうこと
ですか。

斉藤県有林課長 損害賠償金ということで受領しているところでございます。

(所在市町村交付金について)

志村副委員長 先日一般質問で所在市町村交付金のことをお聞きしました。特別委員会がまた違った形で設置されましたので、今鑑定をしている他の貸付地については、また特別委員会のほうで議論があるということですので、土木森林環境委員会では、小越委員が質問していましたが、その山中湖の貸付地に関しては、もうここで聞きするよりほかないと。

誤解があってはいけませんけど、私たちが訴訟、係争中のその内容の云々っていうことで、これまでやってきたと思われている節も、何か一部あるようなんですけど、討論でも申し上げたとおり、富士急行の山中湖貸付地の賃料見直し、この算定見直しに関しては、県有地、県有林のリーディングケースになると思っています。裁判で提出した不動産鑑定のような形で賃料を一応県の主張として設定して、それで今請求をしているということだと思うんですけど、その考え方というのが、ほかの貸付地にも同様に適用されるのか、あるいは事情考慮ということも申し上げましたが、それぞれの貸付地の対応とか歴史とか、いろんな経緯があるので、そういうものを踏まえて、それぞれ個別に判断するののかということも出てくると思っています。

その上で、例えば、ほかの貸付地で固定資産税相当額のその交付金の額が土地の評価に応じて設定されると。そのときに、私たちが一般的に固定資産税っていうのは、例えば住宅地であれば、宅地に建物が建っていれば、特例で6分の1というような減免がされています。

ほかの貸付地で、例えばいろいろな貸付地の対応によって、そういうことを適用していくとすると、それがこの山中湖の貸付地に関しては、嶋内さんの鑑定とか、その後を取った大河内さんの鑑定とかの中で、同じような扱いになっているのかいないのかっていうところは、県有地のその適正な対価っていうのを算定していくときに、やはり1つ問題になると思うんです。

というのは、ちょっと嶋内さんの鑑定を例にとってみると、全面を別荘敷きとしているので、これは全部が宅地なのか、あるいは別荘敷きのうち、別荘が建っている建物の部分だけが宅地、建物が建っている部分の範疇になって、ほかは森林あるいは県有林でするので、そういう理解をすればいいのか。

そこのところが、しかも自然公園法で建物を建てられるパーセントが決まっています。そういうことを考慮された鑑定だったのかということところが、これは県有林課のほうで賃料を扱っていると思いますので、そこのところを山中湖の貸付地の不動産鑑定の中で出されているものは、一切そういう事情考慮とかないままに出していると読み取ったんですけど、そのあたりはどのように考えればいいのでしょうか。

斉藤県有林課長 山中湖の場合は、別荘地は地目ごと商業地、別荘敷となっておりまして、当然森林の部分もございまして、今後、算定に向かいますので、1つの契約でございまして、どうしていくかというのは課題になってくると思っていますのでございます。

志村副委員長 これは訴訟の結果がどうあれ、やはり県有地の貸付賃料を見直していくということですから、判決が出ていなくても、やはり考え方として山梨県は、いろいろな県有林の貸付に当たっては、貸付賃料とか、それから交付金の算定の仕方ということを、細かくやはり規定をつくる必要があると思うんです。それによってもしかしたら、山中湖の貸

付地の賃料というのも変わってくるんじゃないかと思います。

なかなか資料とかを用意しないでお聞きしているので、多分イメージが湧かないかもしれないですけど、別荘敷き、例えば全部を一つの契約だということで、以前の県有林課長さんにお聞きしたときは、1枚だから、1つの契約だから、別荘敷きって算定したら、その評価額はその土地全体だと。

だから、それに宅地並みの評価になっていれば、全部固定資産税分がかかると。けれども、建物が建っていれば、そこは減免の対象になるはずだろうと。民間の住宅であればそういうことなので、そここのところの整理がわかるように、また説明をしていただくか、あるいは今後そういう考え方を整理した上で、委員会にもお示ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

金子林政部長 まず、固定資産税、いわゆる私どもで言うところの所在市町村交付金、これにつきましては、税法等で現況、要するに今使っている状況に応じて算定をするということになってございます。

一方、純賃料の算定につきましては、それぞれのいろいろな事情を考慮しなきゃいけない部分もございますが、固定資産税はどこでも同じということでございます。

富士急行の当該地につきましては、もう既に違法無効だということを、私どもでは立証しておりますので、当然その他の県有地、これからやっていく県有地とは取り扱いが異なるものと承知しております。

富士急行はそういうことでございまして、他の県有地につきましては、しっかりとしたルールを定めるべく、現在取り組んでいるところでございます。

主な質疑等 県土整備部関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(植栽の維持管理について)

桐原委員 植栽の維持管理について管理費が不足しているからなのか、年に何回かやる中で、歩道にある植栽、草が繁茂していて、歩道を占領するまで草木が生えるような状況があつて、近くに畑があるというところで、そもそも植栽は余り必要ないんじゃないかと思つているんですけど、道路をつくるときに、地域と協議して、植栽をやるということで管理をされていると思うんですけど、どうも管理が余りうまくいっていないのかなと、お金が足りないのかなと感じるんですけど、この点についてどのように現状を把握されているのか、お尋ねいたします。

水口道路管理課長 植栽の管理ということで、予算が少ないのではないかというお話をいただきました。今通常の維持管理費は10年前と同じ水準を保っております。しかしながら、人件費や物価の高騰によりまして、これまでと同様な維持管理作業が非常に困難な状況でございます。しかしながら、新技術の活用など効率的な維持管理に努めまして、県民ニーズに応えていきたいと思っております。

桐原委員 10年前とそんなに管理費は変わらないということで、大変だということは十分わかるんですけど、それでもやはり歩道は、健康志向が高まっている中で、歩道を利用される方や夜歩く方が多くて、私の地域ですと、街灯がない中、まだまだ何か工夫して管理していただきたいと感じるんですけど、ぜひその点について対策をとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

水口道路管理課長 植栽ですけれども、まずは植栽が通行の安全に影響するところを優先的に行うように進めてございます。しかしながら、全てに対応することは非常に難しい状況でございます。

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
ます。そのため、一部の草刈りにつきましては、県職員みずからが実施したり、道路環境ボランティアに登録いただいている地域の方々の御協力をいただきながら、実施しているところがございます。

また、街路樹が非常に多いということもございまして、街路樹が非常に密に植栽されていたり、植樹ますが非常に長く、連続で設置しているようなところは、改めてその必要性についても検証いたしまして、地元と協議する中で、植栽の間引きや植樹ますを一部撤去するなどの改修も進めているところがございます。

現在、甲州市赤尾地内の国道411号におきまして、地元の御要望も受けまして、一部植栽を撤去する工事を進める予定でございます。

桐原委員

当初予定していた計画の中で、今一部変更するということをお聞きしたんですけど、なかなかその変更というのが、そんなに簡単にはいかないということも承知しております。ただ、ぜひ現状、県民の生活に合った施策の展開、また変えるものはしっかり変えて、その方針を打ち立てていただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

(建設現場の生産性向上について)

清水委員

建設現場の生産性向上という立場でちょっとお聞きしたいんですけども、以前この委員会で環状道路の建設現場を視察したときに、IT機器を使ったり、ドローンを使ったりして、すごく革新的なやり方をしていて、工期の短縮とか作業人員の削減とか、スポット的にはすごくすばらしい成果を上げていたんです。

その後、山梨県全体へどのように横展開しているのかというのが、すごく気になっているんですけども、その辺は今どんな状態で県全体の生産性向上を図られているのでしょうか。

矢野技術管理課長 お答えいたします。

建設現場の生産性向上につきましては、非常に担い手不足というところで、今までどおりの社会資本整備を進める上で、非常に重要な課題だと考えております。

御質問の横展開の件につきましては、昨年度建設業に携わる方々と発注機関が、ICTの普及拡大の課題について共有したり、意見交換を行ってきているところです。

その中で、山梨県におきましては、国と比べて小規模な工事が多かったり、山岳地が多いものですから、どうしてもそういうところにICTを活用しづらいというような課題が見つかってきたところです。

さらに、まずは一番重要なのは、技術者の育成というところが課題になっているということですので、今年度から技術者の育成を含めて、現場研修会とか講習会を開催して、その辺を展開していきたいと考えております。

清水委員

山梨県は今言われたように、大規模ではやりづらいとすれば、同じパターンを小さくユニット化してやるということは可能だと思うのと、そこにもIT技術の活用という分野はあると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点、そのときにも新3Kの創出とか女子力の確保とか高揚というテーマ

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
もあって、お話しいただいたんですけど、そういう面では、今のようにされている
のでしょうか。

矢野技術管理課長 生産性の向上ということと、働き方改革ということで、施策としては、週休2日制
の試行工事を順次拡大をしているところです。そういうことによって、若い人や女性
が就職しやすいような環境づくりに努めているところでございます。

清水委員 最後になりますが、具体的には例えば女子力の現場への展開みたいなことについて、
具体的に人数がどうなったとかと、そこまでは行ってないってことですか。

小泉建設業対策室長 直接の現場の女子力の向上という話ではないですが、現在、高校に建設系の学科
とか系列がありますので、その女子生徒さんと実際現役で働いている方の意見交換会
などをして、できるだけ若いうちに現役で働いている方の意見なんかを聞いて興味を持
っていただいて、入るときの溝をなくすような対策をやっているところでございます。

(県道大幡初狩線について)

杉山委員 私の地元を通っている県道大幡初狩線についてちょっとお聞きしたいと思います。

この道路は、国中から郡内に通勤する方、あるいは郡内から国中に通勤する方、また
大月側の国道20号が渋滞あるいは、この間もあったのですが、災害で通行どめのとき
の迂回ルートであり、非常に重要な道路ということで、今交通量が大変多くなっている
んですけども、さらにいえば、そのちょうど頂上のところにごみ処理場があって、パ
ッカー車が行き来していると、そんな道路ですけども、大月側は、今整備をされて歩
道がついて、それなりに安全に走れる状況ですけども、都留市側については、狭隘な
部分があったり、頂上にはかなりきついカーブがあり、見通しが悪い、そんな危険なと
ころが何か所もある、そんな状況にあります。

この道路については、過日白壁会長が務めております富士・東部議連で調査にも伺っ
たところですけども、この道路を何とかしてほしいという声が、地元の方に限らずあ
るわけですが、この道路の整備について、県の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

秋山道路整備課長 お答えをいたします。

大幡初狩線の都留市側の整備ということでお答えをさせていただきたいと思いき
れども、都留市側の峠付近につきましてはセンターラインもあり、改良済みという扱い
になっているんですが、ヘアピンカーブが連続している区間でございます。

また、そこから都留市側に高畑谷村停車場線までの間につきましては、センターライ
ンのない未改良区間という扱いで、ことし4月の連休前に富士・東部議連で見いただ
いた箇所のところですけども、未改良の区間がでございます。

これまでセンターラインのない区間の一部につきましては、先行して公図の状況調査
を進めていたところでありまして、今年度春、県の事業評価会議におきまして、
峠付近も含めて都留市側については、事業化の前段階になります調査について、承認を

されたところでございます。

そのため、今年度から道路の概略設計を開始しまして、事業の必要性でありますとか、整備効果などについて調査検討を進めるということで、事業化を目指して進めていきたいと考えております。

杉山委員

調査がいよいよ始まるということで、私も地元にもそういった話ができるということで、地域の方も本当に希望していますから、多少は安心されるのかなと感じております。この道路についていえば、土地の境界の問題とか、相続の問題、もろもろ問題があるということは承知しているんですが、そういったところも含めて、今後、どのような段階でこの事業が進んでいくのか、わかる範囲でお答えできればと思います。

秋山道路整備課長 お答えいたします。

段階的に先ほど申しましたとおり、整備の必要性であるとか、整備効果などについてまとめて具体的なルートとかの設計を一步步上げていくことが1つございます。

それから、先行して公図の調査をしていた箇所でございますけれども、委員おっしゃるとおり、公図と現況が合っていない箇所や、土地の所有者につきましても、未相続の土地があつて、権利者としてはかなり広がって、多数になっているというような箇所もありますので、当然、今後事業化されて、用地取得していく上で、境界の確定が非常に困難になることが想定されていますので、そのためには、地元の区の役員さんであるとか、都留市役所とも連携をして、公図の修正、例えば道路と民地、官民境界の確定作業など、事業化に向けて事前にできることはやっていくというような方針で進めていきたいと考えております。

杉山委員

この道路は、先ほども言いましたけれども、変危険な状況でありまして、ぜひ優先順位を少しでも上げてスピードアップしながら、地元の方々、そしてまた地元の市役所とぜひ連携をとって事業を進めていただきたいと思います。

それと、その県道大幡初狩線につながる宝バイパスですけれども、この道路はバイパスがまだまだ一部供用という段階だろうと思いますが、おかげをもちまして、旧県道については本当に交通量が減って、地域の歩行者、高齢者も含めて学校の通学路にもなつていまして、そういった旧県道を歩く方々にとっては、本当に安全な状況になったということで、このバイパスができてよかったという評価を地域の方々からいただいているところですが、この宝バイパスの都留インター側のところ、トンネルを通過して院辺橋という新しい橋ができて、そこから都留インターに行く間、ちょうど都留市立病院がある付近ですけれども、まだ狭隘な部分が残っていて、この部分については、先ほども言いましたが、病院が近くにあつて、歩道もないという状況で、高齢者が歩かれたときに、大型のダンプなどが通ったときに、本当に危険な状態に何度も遭われているという声も聞きます。

そこも早急に何とかしてほしいという地域の声をいただいているんですけれども、聞くところによると、県の担当者が地主さんといいますか、地権者さんのところになかなか熱心に来ていないみたいな声も聞いておりますので、ぜひそのところを、当然現場

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
の状況は承知していると思いますので、ぜひそのところも含めて、整備を進めていた
だきたいと思いますが、いかがでしょうか。

秋山道路整備課長 お答えをいたします。

宝バイパスにつきましては、一昨年度末、令和2年3月に段階的な供用を経て、全線
開通したところがございますけれども、そこから都留市駅側に向かって都留の市立病院
から中央道のボックスのところまでの間が、大体200メートルほどあろうかと思いま
すけれども、その間についてセンターラインのないボトルネックとなっている区間で
ございます。

ここにつきましては、もともと歩道とセンターラインが無く、道路の拡幅と歩道設置
ということで始まったわけですけれども、近年は宝バイパスを優先的にやっていたもの
ですから、宝バイパスを供用した後に、昨年度から沿線の地権者の皆様に対しましては、
用地協力の意向の確認や、聞き取りなどを再開したところでございます。

ただ、もともとの設計が古いものですから、なおかつその場所につきましては、す
ぐ中央道の側道との交差点の真横の土地になりますので、ここ10年ぐらいで側道の交
通量も非常に上がってきている中で、側道と県道の交差点自体が、ちょっと変則的な形
になっていますので、交差点改良も見据えた道路の設計を行った上で、側道を管理する
都留市としっかり連携をして、事業化に向けて進めていきたいと考えております。

(植栽の維持管理について)

小越委員 先ほど桐原委員の植栽の維持管理と関係するんですけれども、維持管理について2点
お伺いします。

きょうみたいに雨が降りますと、水たまりができる道路ですとか、ひび割れですとか、
白線が消えているところがあると思うんですけれども、道路の維持管理、修繕をどのよう
に回しているのか、まず予算ですね、それがどの程度あって、推移がどの程度になっ
ているのか、お伺いします。

水口道路管理課長 舗装につきましては、日常のパトロールなどで発見した穴ぼこなどの損傷につい
ては、交通に支障になるものは迅速に対応をさせていただいております。

また一方で、全体的に効率的な管理も重要であることですから、平成30年に道路舗
装維持管理計画を策定し、計画的な維持補修に努めているところでございます。また、
その計画の中で毎年5億円を投資しまして整備をしていくということになってございま
す。

小越委員 平成30年に5億円ということは、毎年毎年これから5億円ずつなんでしょうか。先
ほど林政部のときに労務単価が上がっているという話もありまして、これから消費税や
労務単価が上がってくと、この5億円がずっと維持していきただけではカバーできないと
思うんですけど、いかがでしょうか。

水口道路管理課長 この計画が策定されて、計画期は令和6年までの7年間となっております。基本

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
的には5億円というのは、何をもって5億円かとしますと、毎年7キロを整備すること
で5億円ということで計上してございます。当然幅員の違うところもございまして、狭
いところは当然単価も少なく済むと。4車線のところは当然単価もかさむというところ
で、これがおおむね平均した数値でございます。

小越委員 7キロ整備といいましても、それが令和6年で終わってしまうのではなくて、私はこ
の道路の修理というのは、ルーチンワークというか、毎年はやらなくてもいいかもしれ
ないですけど、3年か5年間に一回はやらなきゃならない。その場所によって違うと思
うんですけど、交通量で、そのくらい維持管理というか、義務的経費みたいにつくって
いかないと、穴ぼこが出たら発生するのではなくて、毎年毎年これは確保して3年、4
年に一回はここへいくとしないと、観光県でするので、道が悪いというのは、ドライバ
ーにとって、この県はどうなっているのか。雨が降ったらこんな水たまりがあるとい
うこともありますので、そこはしっかりお金を確保して、ルーチンのように定期的に、そ
ういう方向も考えていただきたいんですけど、いかがですか。

水口道路管理課長 先ほど御説明させていただいた舗装の計画は、基本的には道路の損傷の一番大きな
要因となるのは、大型車の交通量でございます。大型車の交通量の路線を対象としまし
たものが毎年7キロメートルを実施していくという計画になってございます。

また一方で、それは事後保全型、大型の通行量が少ないところも、それも適宜舗装を
補修してございまして、毎年そちらのほうで約15キロメートルを実施している状況で
ございます。

また、この計画については、令和6年までということを申し上げましたけれども、こ
れは随時、見直しをして実施していくということになります。

小越委員 15キロってということではなくて、やはりルーチンで4年か5年に一遍ずつはもう一
回やり直すみたいぜひお願いしたいと思っておりますし、雨水が浸透してくような、そう
いう新しい舗装工事もありますので、それに準じ変えていくということも含めて、何年
に一遍は見ていくとしないと、常にどこもかしこもなってしまうと思っております。

(河川の維持管理について)

同じように、河川の維持のことでお伺いします。しゅんせつは国からの補助金も多額
に來まして、かなりやっているとは思いますが、住民からの要望が多いのは草刈り
です。河川の草が繁茂して、昔はその地域でやっていたかもしれませんが、だん
だん高齢化が進み、そしてコロナのこともありまして、ここ一、二年はできないと。小
さい木だったのが大きな木になってしまっていて、とても住民ではできないという声があ
ちこちからあるんですけども、そういう草刈りの要望がどのくらい来て、どのくらい応
えているんでしょうか。

岸川治水課長 まず、河川の草刈りということですが、堤防の草刈り、それから河川の中の草
刈りを行っております。堤防につきましては重要施設でありますから、年に1回以上点

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
検しなさいと河川法で定められておりました、例えば亀裂とか陥没、それからモグラなど小動物によって穴がないかなども点検しておるところでありますけれども、そのため、出水期前に堤防の健全性を確認するために、最優先で堤防の草刈りを行っております。

一方で、河川の中の草刈りですが、洪水を安全に流す、そのための十分な河川断面が確保できていないという場合につきまして、河川内の草刈りを行っているというところでもあります。

先ほど委員が言われましたように、地元との協力ということでもありますけれども、地元の市町村、自治体と地元の住民の方々が連携して、河川清掃、除草なども行っていただいております。しかし、今言われたように、昨年からコロナの影響で地域の対応がなかなか難しくなっているというところで、河川管理者のほうでやっていただけないかというような要望もいただいております。

このような要望も含めまして、本年度63カ所要望をいただいております、全て職員が現地に行って、現地の状況を把握する中で、全て対応が必要だと判断をしているところでありまして、緊急性の高いところから今順次進めております。現在51カ所が完了しております。残る箇所についても順次対応していくこととしております。

小越委員

堤防のところは必ずやらなければならないということでやっていただいているんですけど、河川の中の草刈りですよね。洪水を防ぐという立場もありますけれども、生活環境の維持とか、公衆衛生の問題からもやっていただきたいということで、今のところだと、要望があったところは応えているということで、ぜひこれはお願いしたいんですけど、これから減ることはなくて、ふえていくと思うんです。そのため、県単かとは思いますが、ぜひ予算をしっかりと取っていただきたいと思います。

岸川治水課長

先ほど言いました堤防の草刈りは、必ず必要額を確保して行っております。それから、河川内の草刈りにつきましては、対策が必要な箇所につきまして、地域の要望などに対して対応できるように予算が確保できているところですので、これからも必要な箇所を適切に対応できるようにしていきたいと考えております。

(入札のあり方について)

小越委員

もう一点お聞きします。6月議会のときに談合のお話をさせていただきまして、そのときにも入札のあり方のお話をさせていただいたんですけど、だいたい5月、2月、8月と入札監視委員会が開かれております。議事録を見ますと、入札監視委員会で毎回毎回指摘されているのは、なぜ1者なんですかと、なぜ1者しか入らないんですかという問いに対して、どのくらい応札参加する資格があるんですかと聞くと、1者とか2者ではなく、数十者とか、場合によっては100社を超えるところがあるんですけども、こういう質問が毎回出されているのですが、改めてこの1者入札のこういう監視委員会の質問についてどうお考えか、まず見解をお伺いします。

津田県土整備総務課長

1者入札につきまして、入札監視委員会で議論がされ、質問があるときは、その工事ごとの状況について入札監視委員会ではお答えをさせていただいているところで

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
すが、全体的な状況としましては、1者入札になるのは、その入札に参加する業者が少ないという状況がありまして、それはやはり事業者において技術者の確保が困難という状況が根底にあると考えております。

建設工事を行うに当たりましては、建設業法に基づきまして主任技術者、または管理技術者を専任で配置することが必要とされておりますので、技術者をそこに専任、1つの工事に専任で配置をしますと、ほかの工事に配置することができなくなってしまいます。こうした事情によりまして、技術者をそれほど多く事業者が確保しているわけではありませんので、1つの工事を受けますと、ほかの工事に参加しづらいということで、事業者が入札に参加しづらく、結果的に1者入札もふえているという状況になっていると考えております。

小越委員 考えているのは県の方であって、具体的に業者の方は、なぜ手を挙げないのかという聞き取りですとか、それから辞退もありますよね。手を挙げて辞退したと。そういう業者に対して、どうしたら参加していただけますかと、こちらからアプローチするようなことはないのでしょうか。

津田県土整備総務課長 入札に一度参加意思を示して辞退する事業者があります。そういったときには、その辞退の理由を入札システムに入力してもらっているところですが、そこを見ますと、参加辞退の理由としては、やはり技術者の配置困難、それからまた予定価格と受注価格、受注希望価格が不一致であるといったものが多く見られます。

小越委員 この1者入札はそれで技術者がいないから仕方がないではなく、やはり1者入札は競争が働いてないのと同じですので、これはちょっとよくない話だと。これは変えていかなきゃならないと、やはり認識を持っていただいて、どうしたらもっとたくさんふえていただけるのか、それをやはり検討していただきたいと思うんです。それはいかがですか。

津田県土整備総務課長 県におきましても、1者入札の解消、入札参加者の増加というところに向けて、これまでも対策を講じてきまして、先ほど申し上げましたように、技術者の確保というところで事業者が苦しんでいて、その技術者不足の対策が必要だということで、例えば平成30年度からは、1人の技術者を複数の入札案件の配置予定技術者として入札に参加することを可能としたり、また令和元年度からは、余裕期間制度を適用して事業者のほうで技術者の配置を融通することができるという制度をしております。

このように入札参加者をふやす検討は続けているところでございますので、これからもさまざまに検討していきたいと考えております。

(植栽の維持管理について)

白壁委員 植樹ますも大変だね。その地域によって、うちのほうは観光地なんで、吉田支所がコンクリートで塞いでしまえば、そうすれば後が楽じゃないかという話になったけど、やはりそうもいかなくて、今回大橋の北詰のところのますを整備してもらった。見てくれ

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
たかな。すごいよくなったよ。あれじゃ観光客の皆さんが来ても、あそこで写真撮るようにしてほしいって言ったんだけど、本当にいいものができた。

ただ、私も自分のとこの会社で120平米ぐらいかな、毎年花を2回アダプトプログラムでみずから植えている。頼んでもなかなか難しいから、仕方がない、自分でやるしかない。やはり町内の人とか地域の人たちがボランティアで、花の種と肥料は県で買ってくれるんだよね。そういうのを活用しながらやっている。

私の後援会もやっている。だから、今はなかなか予算も難しいところもあって、では自分たちでやろうかと。それでは今度は我々の税金でやっているわけだから、皆さんもしっかりと予算を確保しなきゃならないということじゃないかなと思う。

1点、今回道路構造令で、例えば山梨県は大体4種の3とか、4種の4とか5とかっていうのが多いんだけど、いわゆる2.75メートル幅員の0.5メートル路肩という、その0.5メートル、これは道路構造令で長い年月改正されてきているから、その路肩については歩道だよ。歩道の部分に側溝があって歩道になってないんだよ。歩けない。それで毎年ぜひお願いして、ふたをかけてほしいと。ということで、現場打ちからVSに変えてもらっているけど、100メートルしかやってくれない。

大体河口湖と西湖はほとんどそうだけど、10キロメートルぐらいある。100メートルやていったら多分100年ぐらいかかるかな。

だからね、こういうのをぜひ、中小企業育成のために1,000万円以下ぐらいのところまでぜひやってほしいんだけど、そのうちだんだんそのVSが劣化して行って、多分20年ぐらいしかもたないと思うんだけど、100年もたないうちには、白線と同じで描いたはいいけど、後ろから消えてくという、エンドレスになって、さっきの話じゃないけどね、ルーチンだって。そのままずっと同じこと、ずっと繰り返さなきゃいけない。

だから、こういうのはぜひ100メートルなんて言わないで、もうちょっと延ばしてくれないかな。この本所のほうで予算がないって、支所なんていうのは予算がないからなかなか難しいので、ぜひ地域の中では協力もする。我々もみずから汗をかく。けれども、そういったところは、米国のアダプトプログラムみたいに、自分たちの技術でやっでいこうなんてなかなか難しいから、だから、そういうところはぜひ県もしっかり力を入れてもらいたい。やることはやる。我々も手伝う。けれども、皆さんもしてほしい。ということなので、ぜひその辺を一言いただいて。

水口道路管理課長 確かに言われたとおり、地域によっては環境ボランティアとかいろいろな御協力をいただいているところもございます。確かに委員の言われるとおり、御協力いただいているところと、そうでないところというのはございます。今財政的にも正直厳しいところがございますので、例えばその地域の方の御協力できるところは優先的に進めるとか、そういうやり方もあるのではないかと思いますので、今後検討していきたいと思っております。

(富士砂防の強靱化について)

白壁委員 最後に1点、今、富士砂防で富士山の強靱化って、強靱化という言葉もいかわからないけど、いわゆる雪代沢のところの整備の計画を立ててくれている。現状の進捗状況

令和3年9月定例会土木森林環境委員会会議録
についてお示しいただければと思います。

岩館県土整備部技監（砂防課長事務取扱） お答えいたします。

平成30年に直轄化しまして、現在のところ対策は主に2つございます。1つは、噴火したときのための、噴火時に緊急的に対処するための大型ブロックなどの緊急備蓄資材、噴火時に機動的に配置できる資材の事前の構築、作製、備蓄、もう一点が、いわゆる遊砂地と申しますけれども、少し大きな砂防ダムといえますか、そういったものの整備でございます。

前者、緊急備蓄資材、大型ブロックの備蓄等につきましては、今年度で現在計画している数につきましては、おおむね完成すると承知しているところでございます。

一方、今年度約5億円の予算がついてございますけれども、その緊急備蓄資材とあわせて、本体工事、先ほど申し上げました遊砂地工の着手に向けての詳細設計、あと用地の取得そういったものを今年度進めているというところでございます。

引き続き県内強靱化が進められるように、関係部局、地元自治体、あと関係者の皆さんと協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

白壁委員

ぜひスノーキャップがあるときに、富士山が噴火すると時速50キロから60キロのスピードで里を襲うという、その地域だけでも数万人の人口がある。こういったものを防ぐためには、やはりしっかりと強化をしていただきたい。

測量をするという話があって、今、鳴沢恩賜林でも今回全員協議会を開いて、許可を出すような方向、協力するような方向で私も今しっかりとっているので、ぜひそういったところを早目に進めていただきたいと思います。

岩館県土整備部技監（砂防課長事務取扱） ありがとうございます。いろいろ御協力いただいているというところでございまして、県といたしましても、引き続き直轄の事業をしっかりと進むように、恩賜林組合の皆様方を含めて、意見交換をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月25日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以上

土木森林環境委員長 猪股 尚彦